

# 成田市文化財審議委員会会議概要

## 1. 開催日時

令和 7 年 10 月 20 日(月) 午後 2 時から午後 4 時

## 2. 開催場所

成田市花崎町 760 番地 成田市役所議会棟 執行部控室

## 3. 出席者

(委 員)木村修委員長、濱島正士副委員長、

高木博彦委員、白井久美子委員、植野英夫委員、

鈴木照乗委員、榎美香委員、深田富佐夫委員

(事務局)日暮教育長、藤崎参事、神崎生涯学習課長

松崎係長、小泉副主査、中山副主査、大場主任主事

## 4. 議題

(1) 令和 7 年度の文化財関係事業について

(2) 埋蔵文化財の照会状況、発掘調査について(令和 7 年 3 月～令和 7 年 8 月)

(3) 軽便鉄道のレール、枕木、車輪について

(4) 文化財保存活用地域計画について

(5) 赤荻の大工ノキについて

## 5. 議事(要旨)

(1) 令和 7 年度の文化財関係事業について

令和 7 年度の文化財関係事業の予算についての報告及び質疑応答を次のとおり行った。

### 事務局説明

文化財に関する経費は 516,000 円で、主に燃料費、ガソリン代が予算の減額により前年度に比べて 21,000 円減額となっている。埋蔵文化財調査事業は 3,545,000 円で、主に会計年度任用職員の賃金が上昇したことにより前年度と比べて 321,000 円増額となっている。文化財保護啓発事業は 2,249,000 円で、主に印刷製本費の値上がりにより前年度と比べて 17,000 円増額となっている。文化財等維持管理事業は 9,963,000 円で、主に公津原古墳群の樹木伐採が令和 6 年度までであることと、指定文化財保存修理費補助金が当初予算ベースでは減額となっていることにより前年度と比べて 5,396,000 円減額となっている。文化財保存展示施設管理運営事業は 7,804,000 円で、主に会計年度任用職員の賃金上昇により前年度と比べて 597,000 円増額となっている。下総歴史民俗資料館管理運営事業は 14,370,000 円で、主に会計年度任用職員が増えたことにより前年度と比べて 5,468,000 円増額となっている。三里塚御料牧場記念館管理運営事業は 4,774,000 円で、主に会計年度任用職員の賃金上昇により前年度と比べて 246,000 円となっている。

### 質疑応答

なし

(2) 埋蔵文化財の照会状況、発掘調査について(令和 7 年 3 月～令和 7 年 8 月)

事業にあたり照会があった周知の埋蔵文化財包蔵地の有無、その取扱い状況、実施した発掘調査について、報告及び質疑応答を次のとおり行った。

#### 事務局説明

照会された件数は全 50 件で、埋蔵文化財の包蔵地に含まれていたのは 22 件。

事業ごとの内訳は、例年どおり個人住宅・集合住宅に伴う照会が多くなっている。

教育委員会で実施した市内遺跡発掘調査は 7 件。

南囲護台遺跡では、本調査を令和 7 年 2 月 14 日から令和 7 年 3 月 10 日まで行った。古墳時代後期の住居跡が 2 軒確認され、遺物は縄文土器、古墳時代土師器・須恵器が出土した。

大袋腰巻遺跡では、確認調査を令和 7 年 4 月 14 日から令和 7 年 4 月 15 日で行い、本調査を令和 7 年 4 月 15 日から令和 7 年 4 月 21 日まで行った。奈良・平安時代の竪穴住居跡が 1 軒確認され、遺物は平安時代の土師器・須恵器が出土した。須恵器の一つに墨書き土器があり、底部は「七」と書かれており、側部は不明であった。

松崎外小代内小代遺跡では、確認調査を令和 7 年 5 月 23 日から令和 7 年 5 月 26 日で行い、本調査を令和 7 年 5 月 27 日から令和 7 年 6 月 5 日まで行った。縄文時代の土坑が 3 基確認され、遺物は縄文土器、古墳時代土師器・須恵器が出土した。

そのほか、高岡一の沢遺跡で 2 件、大木戸遺跡、法六田遺跡でも発掘調査を実施したが、遺構・遺物は確認されなかった。

千葉県教育振興財団が実施した発掘調査は 4 件。

小泉坊向遺跡では、令和 7 年 1 月 8 日から令和 7 年 3 月 21 日まで調査を行い、旧石器時代石器出土地点 1 ヶ所、縄文時代早期遺物包含層 1 ヶ所、炉穴跡 5 基、陥穴 1 基、土坑 8 基が確認され、遺物は旧石器時代石器、縄文時代土器・石器が出土した。

土室林第 2 遺跡では、令和 7 年 4 月 7 日から令和 7 年 5 月 14 日まで調査を行い、遺構なし、遺物は縄文時代土器・石器、平安時代土師器が出土した。

十余三四本木 遺跡(6)では、令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 7 月 25 日まで調査を行い、縄文時代陥穴 1 基・土坑 1 基が確認され、遺物は縄文時代石器が出土した。

十余三四本木 遺跡(7)では、令和 7 年 7 月 28 日から令和 7 年 8 月 22 日まで調査を行い、縄文時代陥穴 1 基・柱穴 9 基が確認され、遺物出土しなかった。

なお、これら 4 件の調査はともに成田国際空港の機能拡張に伴うものである。

印旛・柏文化財センターによる調査は 1 件。

不動ケ岡太田遺跡(第 3 次)遺跡では、令和 7 年 2 月 5 日から令和 7 年 5 月 12 日まで調査を行い、縄文時代陥穴 7 基、奈良・平安時代竪穴住居 4 軒、掘立柱建物跡 2 棟、土坑 52 基が確認され、遺物は縄文土器・石器、奈良・平安時代土師器・須恵器・鉄製品が出土した。

掘立柱建物跡では二重に囲われた柱穴が確認され四面庇であることが推測されるほか、建物跡の南側で仏鉢が出土したことから、この場所に仏教施設があったことが推測される。

この調査は不動ケ岡の地区画整理事業によるもので、不動ケ岡地区画整理事業に係る調査は不動ケ岡太田遺跡(第 3 次)遺跡の調査で終了した。

民間調査組織による発掘調査は 1 件。

下福田遺跡群(F区)は、令和7年5月12日から令和7年6月27日の期間で調査を行った。物流基地倉庫の建築に伴い令和4年度より調査を行っており、このF区の調査をもって、当初予定していた調査はすべて終了した。遺構竪穴建物跡8軒(縄文時代、弥生時代、奈良・平安時代)、土坑75基(縄文時代、中・近世)、ピット6基(縄文時代)、竪穴状遺構1基(縄文時代)、溝跡3条(中・近世)が確認され、遺物は縄文土器(前期、中期)、弥生土器(後期)、奈良・平安時代土師器・須恵器・土製品、近世陶器・磁器が出土した。下福田で行われた調査においても、墨書き土器が出土し、「財田」という文字が多くあった。成田の地名にもある宝田の字違いであると推測できる。

#### 質疑応答

高木委員:印旛・柏文化財センターや、民間調査組織による発掘調査について、すでに報告書は発行されているのか。

事務局:現在は発行されていないが、今後発行される。

白井委員:不動ヶ岡太田遺跡で出土した仏鉢はどの材質だったのか、またその他仏教関連の遺物は確認されたのか。

事務局:須恵器の仏鉢が出土した、また他に仏教関連の遺物は出土していない。

#### (3) 軽便鉄道のレール、枕木、車輪について

軽便鉄道の概要、寄贈された物品について、報告及び質疑応答を次のとおり行った。

#### 事務局説明

三里塚の市民の方から、成田から多古・八街まで走っていた軽便鉄道の資料として、レール5本、鉄製枕木8本、車輪2軸を寄贈いただいた。

軽便鉄道は、明治44年に成田から三里塚、三里塚から多古の2線、大正2年に三里塚から分岐し八街まで線路幅600mmで敷設された。

大正15年に多古から八日市場までが現在の鉄道と同じ1067mmで延伸され、昭和3年に成田から多古まで1067mmに改設された。

周辺地域の鉄道の歴史を見ても線路幅600mmで敷設された路線は、三里塚を中心に敷設された軽便鉄道のみである。

これらのことから、今回寄贈された資料は、軽便鉄道の資料で間違いないと推察できる。

今後は三里塚御料牧場記念館での展示を計画しており、展示方法は、文献等に記載されている鉄道連帶や軽便鉄道の資料を参考に、様々な角度から見学していただけるよう展示する予定である。

#### 質疑応答

植野委員:今回寄贈された資料の他に、客車の部材等の関係資料は残っているのか。

事務局:寄贈者は他の部材等を所有していないかった。また、関係資料として石材も所有していたが、軽便鉄道の関係資料であると断定できるものではないため、軽便鉄道資料はレール、枕木、車輪の3点である。

榎委員:寄贈者は個人の方か。

事務局:個人からの寄贈である。

榎委員:三里塚御料牧場記念館はどこの所管なのか、また寄贈された資料は生涯学習課が展

示・保管するのか。

事務局:三里塚御料牧場記念館は生涯学習課所管の施設であり、寄贈された資料は生涯学習課で展示・保管する。

白井委員:展示方法は、屋外で屋根をつけるような形になるのか。

事務局:まず屋外であると生涯学習課の管轄外である、また、安全対策の問題もあることから、屋内の展示を考えている。

木村委員長:現状でさびの進行具合はどうか。

事務局:これまで屋外で管理されていたことから、全体的にさびているが、中心まで腐食しているわけではない。

木村委員長:5mというのは敷設された時と同じものか。

事務局:寄贈されたレールは約5mであるため、敷設されたものと同じであると考えられる。

木村委員長:軽便鉄道は鉄製枕木が一般的なのかな。

事務局:鉄製枕木が一般的である。

深田委員:現在は見ることはできるのか。

事務局:見ることができる。

植野委員:関連で市内に成宗電車のパーツは残っているか。

事務局:三里塚御料牧場記念館内に成宗電車のレールが1本ある、もりんぴあこうづにも1本展示されている。

植野委員:鉄道関連は老若男女に人気であるため、展示のみにとどまらない活用方法を考えていくことが必要である。

榎委員:記念館には職員はいるのか。

事務局:会計年度任用職員を3名採用している。

榎委員:臨時の企画展示は生涯学習課で行うのか。

事務局:生涯学習課で行う。

白井委員:展示場所はどこか。

事務局:館内に既設されている軽便鉄道に関するパネル付近がよいと考えている。

白井委員:5mと長いが。

事務局:5mと長いことに加え、枕木の幅を考えても1.5mから2m程度は展示する幅が必要であるため、そのままの展示は難しいと考えている、展示方法は検討していく

木村委員長:展示にあたって追加の調査等は行うのか。

事務局:調査を行う予定はないが、文化財保存活用地域計画に盛り込むことを検討する。

木村委員長:現在は外に置かれているようだが、昨今金属盗難などがあるため十分に気をつけていただきたい。

#### (4) 文化財保存活用地域計画について

文化財保存活用地域計画の概要、策定スケジュールについて、説明及び質疑応答を次のとおり行った。

##### 事務局説明

前回の審議委員会にて説明したが、本市においても来年度以降、文化財保存活用地域計画の策定

に取り組む予定。

概要及び現況としては、文化財保護法が改正され、地域における貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が喫緊の課題となる中、未指定を含めた文化財の保存と活用について市町村による「文化財保存活用地域計画」の作成が制度化された。

文化財保存活用地域計画は、市町村において取り組んでいく目標や取り組みの具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランであり、計画において、文化財の保存・活用に関して、当該市町村が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、これに従って計画的に取り組みを進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進されていくことになる。文化財行政の取組の方向性を計画として対外的に明示するとともに、計画を広く周知し、民間団体等の様々な関係者のみならず地域住民の方の理解・協力を得ることにより、地域総がかりによる、より充実した文化財の保存・活用を図っていくことが可能となる。

今まででは、指定等の係る文化財を個別に保存・活用を図るものだったが、地域計画を作成し、未指定文化財も含めた地域の文化財の総合的・一体的な保存・活用を図っていく。

具体的に計画に盛り込む内容としては、市の概要(自然的・地理的環境)、市の文化財の概要と特徴(指定・未指定)、市の歴史文化の特徴、文化財の把握調査、文化財の保存活用に関する課題・方針・措置、文化財保存・活用の推進体制などがある。

計画策定のスケジュール案としては、令和8年度に3回、令和9年度に1回地域計画策定協議会という協議会を設立し会議を予定している。様々な意見を反映させるために、構成員として都道府県・文化財に関する団体・文化財所有者・市の関係課などを予定しているため、委員の皆様に、協議会の委員に依頼させていただく場合もあるので、その際はご協力いただきたい。

また、令和8年度3月に意見聴取ということで専門的な知見からご意見をいただきたいと考えているため、併せてお力添えをお願いしたい。

### 質疑応答

高木委員：文化財保護法の改正で「文化財保存活用地域計画」が盛り込まれたのはいつか。

事務局：平成31年4月施行時である。

高木委員：文化財保護法で博物館関連については言及又は記載されているのか。

事務局：文言として記載はされていないが、各市町村で課題としてとらえ、措置に含めることができる計画になっている。

高木委員：この計画は定期的に県の文化財行政と擦り合わせを行うのか。

事務局：これまで個別に問い合わせて協議することはあった、計画の策定にあたっては策定協議会を新たに発足するため、県の職員に参加いただき意見等を聞くことになる。

高木委員：策定協議会の構成は。

事務局：県の職員、文化財に関する団体、文化財所有者、市の関係課職員等幅広い分野での構成になる。

濱島副委員長：令和7年度に予算要求としているが、計画実施のための予算か。

事務局：本年度要求している予算は、令和8・9年の策定のための予算である。

白井委員：策定協議会には市民団体の参加は予定しているのか、また周辺市町村は市民団体の参加があったのか。

事務局：佐倉市は市民団体の参加があったと記憶している、成田市は協議中であり今後検討し

ていく予定である。

榎 委 員：計画を策定すると今まで事業のみではなく、新しい取り組みを始める必要があると考えられ、関係各課の協力も必要になると思うが、了承は得られているのか。

生涯学習課長：庁内の関係各課も協議会に参加していただく予定である。また、文化財の保存に加え今後は活用するという新しい視点が加わるため、文化財の所有者や県の職員、本日の審議会の委員の皆様にもご意見をいただきながら進めていきたいと考えている。

榎 委 員：あくまで文化財保護法の中の活用計画であるため、保護の範疇を逸脱するような活用の方向性にならないように策定する必要がある。

植野 委 員：基礎事業の策定で広がりを持たせるのが難しい部分である、ぜひ地域に愛着を持てるような活用を考えた計画にしていただきたい。

深田 委 員：未指定文化財とは、どのようなものを想定しているのか。

事務局：史話伝承や生涯学習課が所管している資料館に収蔵している未指定の文化財、また、成田市史や合併前の各町史等の資料をもとに、指定の文化財を核にして広がりを持たせた形で調査していきたいと考えている。

榎 委 員：民間団体の中にも文化財が多くある、この機会により多くの文化財を取り上げて活用できるようにできるとよい。

白井 委 員：策定スケジュールで未指定文化財リスト作成とあるが、なるべく早く審議員会にリストを示していただければ進めやすくなるかと思う。

深田 委 員：策定協議会に高校生を含めてみてはどうか、高校ではまちづくりをテーマに学習する事が多くあるが、高校生に情報が少ない状況であるため、このような協議会に参加し学ぶことが多いと思う。

高木 委 員：成田には非常に多く文化財が存在する、保護・活用を積極的に行っていくことが重要なため、審議会でも協力をしていきたい。進捗を細かく報告してください。

#### (5) 赤荻の大エノキについて

これまでの経緯、伐採スケジュールについて、説明及び質疑応答を次のとおり行った。

##### 事務局説明

昨年度、地区の区長さんから細かい枝の落下が続いているため、道を通る人や車への影響があり危ないという旨の連絡を受け、管理者である空港対策課でも枝打ちや、樹木医に相談するなど対策をしていた。樹木医にも、木が枯れ危ない状態であるため伐採する必要があると診断されていたが、危険がない範囲での残せる部分はなるべく残したいという地区の意向があった。

今年度になり、木が完全に枯れており、幹自体が折れて落下する恐れがあることから、本来であれば委員の皆様に取扱いについてご意見をうかがうところだが、緊急性を要するため、空港対策課と地域の方で協議のうえ、伐採することが決定した。

9月18日に赤荻大エノキの現状変更届が提出され、年内をめどに伐採日程を調整中、株元からの伐採が計画されていることから、令和7年度第2回文化財審議委員会の際に、現状の報告並びに、指定の解除について諮問を行う。

##### 質疑応答

植野委員：資料の写真はいつ撮影したのか。

事務局：9月17日に撮影した。

木村委員長：私も現地を確認したが、幹が腐っており傾いていることから伐採することもやむを得ない状況といえる。

榎委員：この木のみが枯れてしまった原因はあるのか。

事務局：幹の内部が空洞になってしまっていること、枝先までキノコが生えていることなどが可能性として考えられる。平田委員は以前、状況としては寿命ではないかと話されていた。

濱島副委員長：樹木は指定解除をしてから伐採という進め方が良いのではないか。

事務局：以前、登録文化財であった大野屋旅館でも、現状変更の届出が提出され解体後に指定相当ではないと判断し指定解除された。今回も同様の対応で進めたいと考えている。

濱島副委員長：建築物の場合はその手順でよいかと思われるが、今回の場合のような保存していく目的ではなく、完全に伐採してしまう樹木などの場合は、現状変更ではなく、指定の解除が優先されると思う。

植野委員：私は県の文化財課に所属していたことがあり、何件か指定解除も担当したが、手続きは3つある。天然記念物のエリア指定の場合は長期にわたり調査を行い、価値が滅失したと判断できれば指定を解除する。天然記念物の単木の場合には伐採をした後に価値が滅失するかどうかが判断基準であり、ひこばえに価値がある場合には指定したままだが、枯死しているものを伐採する場合には指定解除を先に行なうことが一般的である。無形文化財の場合は、担い手がない場合など価値が滅失されたと判断されても、地域の動向等を見守るために数年様子を見ることがある。今回の場合は単木の天然記念物にあたり指定の解除を優先することが一般的だが、切った後のひこばえを確認してからという事でも問題ないため、進め方は全体で決定する必要がある。

白井委員：傾いて危険性がある場合は指定解除までの手続きにどれほどの期間を要するかも判断基準であると思うが、手続きはどの程度期間がかかるのか。

事務局：審議委員会の皆様に諮問を行い、その回答をもって教育委員会会議で議決をいただき、その後指定解除されるので、指定解除までは長期間時間を要する。

白井委員：通常教育委員会会議は年2,3度しか行われないかと思われるが、臨時会議を開催していただくかたちになるのか。

事務局：場合によっては臨時会議、もしくは書面会議で議決いただく。

木村委員長：樹木医からはひこばえについてどの様な見解があったのか。

事務局：ひこばえについては話に上がっていない、現状の木が枯れているため、伐採の必要があるという見解のみであった。

高木委員：指定解除か現状変更どちらを優先するかだが、どちらの場合もあるように思える。白井委員の質問にもあったように指定解除にも時間がかかるうえ、危険が伴う状態であれば現状変更で木を伐採し、樹勢が回復しないことをもって指定解除する進め方でも良いと考えられる。

濱島副委員長：指定した当時の指定要件にもよるところだが、太さや樹齢による指定であると、完全に枯死している木では樹齢何年とも判断できない状態であると考えられる。また、危険な状態であれば危険を取り除くのが先決であると思う。

生涯学習課長：ご意見を頂戴し、手続きに2通りあることが分かったが、現在所有者及び管理者より危

険性があるため伐採したいと申請があったため、緊急性が高いと判断し安全の確保という事で伐採し、その後樹勢の様子を見て皆様に相談したい。

6. 傍聴人

4人

7. 次回開催日時(予定)

令和8年3月